

春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年2月26日 NO.6

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

 <https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

事務所内、既存の飲食店での分煙ルールが厳しくなります

全ての飲食店などで4/1から義務化される、改正健康増進法について

4/1から、事務所、飲食店などで店内の完全禁煙や分煙の措置を取らなければならないルールが義務化されます。

まず事務所や新規の飲食店については、規定に沿った喫煙専用室以外での室内での喫煙は完全禁止となります。

既存の小さな飲食店では、①原則屋内禁煙
②原則屋内禁煙（喫煙専用室のみ喫煙可）
③原則屋内禁煙（加熱式たばこ喫煙室で飲食可）
④原則屋内喫煙（喫煙室で飲食可）
⑤全面喫煙可（敷地全部を「喫煙可能室」とし、20歳以下の室内立ち入り禁止※従業員も含む）を選択する必要があります。

中華料理店の会員さんは、家族連れなどのニーズから①の全面禁煙を。スナックや居酒屋では、⑤の喫煙可能室を選択するパターンが多そうです。屋外での喫煙場所については、受動喫煙にならないような配慮が必要です。

違反した施設管理者、禁煙に違反した喫煙者には罰則規定があります。⑤の「喫煙可能室」の設置には、市役所、又は保健所への届け出が必要です。



4月より加工食品の栄養素成分などの表示が義務化されます

売上1千万以下又は従業員20名以下の小規模事業者は表示義務が免除されます

食品表示法の施行によって、加工食品を製造、加工、輸入、販売する業者に、①栄養素成分表示（①熱量②タンパク質③脂質④炭水化物⑤食塩相当量）の義務化②アレルギー表示の変更③「機能性表示食品」制度の新設④輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地の表示などが義務づけられます。

おにぎりやパン、お弁当などの製造販売業、製麺や精肉店などではラベルプリンターの購入など、実務や実費で大きな負担となります。小規模事業者には表示義務が免除となっていますが、販売事業者が小規模に当てはまらない場合は表示が必要です。（罰則規定あり）

民商の会員に対して、農民連食品分析センターにて成分分析を会員価格で支援します。

以前にもお伝えしている労働基準法における36協定における残業時間上限基準など、4月から中小業者にも関わる制度の改正が続いています。

詳しい資料が民商にありますので、事務局までご連絡ください。

3月の班会会場のお知らせ

- | | | | |
|----------|--------|----------------|---------------------|
| 3/2 (月) | 13:30~ | 東松山 | 平野市民活動センター第2会議室 |
| | 19:00~ | | // |
| 3/3 (火) | 19:00~ | 川越 | 大東市民センター会議室2 |
| 3/4 (水) | 13:30~ | 東松山 | 市民活動センター（中央公民館）視聴覚室 |
| | 18:30~ | 東松山 | 市民文化センター 第3会議室 |
| 3/5 (木) | 13:30~ | 自主計算会（川越事務所） | パソコン記帳の方と消費税申告 |
| | 19:00~ | 川越 | 南文化会館ジョイフル 第3会議室 |
| 3/6 (金) | 13:30~ | 川越 | 高階公民館 講座室3 |
| | 19:00~ | | // 講座室2 |
| | 19:00~ | 川越 | やまぶき会館 会議室C |
| 3/7 (土) | 18:00~ | 川越 | 西文化会館メルト 第2会議室 |
| 3/9 (月) | 13:30~ | 嵐山町 | ふれあい交流センター |
| | 13:30~ | 東松山 | 市民文化センター 第3会議室 |
| 3/10 (火) | 18:30~ | 東松山 | 市民文化センター 第3会議室 |
| 3/11 (水) | 13:30~ | 川越 | 中央公民館 講座室 |
| | 18:30~ | | // |
| 3/12 (木) | | 自主計算会（東松山センター） | パソコン記帳の方と消費税申告 |
| 3/13 (金) | | 3・13 | 重税反対全国統一行動日 |
- ※事務所のみの相談は乗れません。班会に参加ください。

3・13重税反対統一行動

2020年3月13日（金） 9時～受付開始

川越地域 並木西町公園（川越市並木西町17-4）

東松山比企地域 東松山市民文化センター

（東松山市六軒町5-2）

※東松山比企地域会場は昨年と場所が変わっています。

2月の日程 自主計算会木曜日 13:30~

川越=3/5、3/19 東松山=2/27、3/12

26 (水) 高階班会 10:00~高階南公民館、かすみ名細班会 16:00~霞ヶ関公民館
27 (木) 自主計算会（東松山）13:30~、川越東班会 13:30~/19:00~中央公民館、高階班会 19:00~やぶそば
28 (金) 川越東班会 19:00~やまぶき会館
29 (土) 中央班会 13:30~川越市北部地域ふれあいセンター、川越東・川島班会 18:00~川越市北部地域ふれあいセンター

※2回目の班会は、1回目の班会に参加された方が最優先です。相談途中でも、1回目参加者を優先します。※消費税の申告は、まず班会の中で課税方式と数字を確認しますので、班会に参加ください。※パソコン会計の方、2回目の班会会場では申告作成・確認ができない可能性がありますので、自主計算会にご参加ください。